

資料9

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日	2019年5月23日
東京都作業部会確認年月日	2019年6月5日
(契約変更に伴う再確認日)	2020年11月11日

事業名 リネン・ランドリーサービス

案件名 選手村ハウスキーピング業務委託

確認の視点	東京都の見解		備考
経費の負担が平成29年5月31日の合意の考え方に基づくものであること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本件はオペレーションに係る事業であり、平成29年5月31日の大枠の合意に基づき、組織委員会が必要な経費を負担する。東京都はパラ経費（組織委員会2：国1：都1）の負担となっており、合意に基づいている。 (2020年11月10日 契約変更に伴う追記)</li> <li>● なお、延期に伴う追加経費の取り扱いは、現時点で未定である。</li> </ul>		
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 平成29年5月31日の大枠の合意において、オペレーションは組織委員会が必要な経費を負担し、業務全般の役割を担うことになっている。</li> <li>● 本件は選手村の運営に必要なハウスキーピング業務に関する事業であり、選手村の運営を担う組織委員会が本件を一括して執行した方が効率的、効果的である。</li> </ul>		
経費の内容等が必要性（必要な内容、機能など）、効率性（適正な規模、単価など）、納得性（類似のものと比較して相応かなど）等の観点から妥当なものであること	必要性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ハウスキーピング業務は、宿泊棟の清掃やベッドメイキング等を行うものであり、開催都市契約大会運営要件の規定に基づき提供されるものである。</li> <li>● 選手等が大会期間中に滞在する居室等の衛生環境は選手の体調管理に多大な影響を及ぼすため、適切な居住環境を整えるために本事業は必要である。 (2020年11月10日 契約変更に伴う追記)</li> <li>● 大会延期に伴い、感染症対策を考慮した清掃方法の検討や、サービス内容の見直しを確実に進める観点から、当該検討及び各清掃業者との調整を実施する受託者である共同企業体を延期期間中、継続運営させる必要があるため、現時点で手続きを進める必要がある。</li> </ul>	
	効率性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 清掃作業等の実施頻度について、IOC/IPCとの協議に基づき過去大会実績からの見直しを講じているほか、NOC/NPCの入村・退村状況の進捗を踏まえ、適切な作業範囲・作業頻度を設定する等、業務効率化が図られていることを、組織委員会からのヒアリングにより確認した。 (2020年11月10日 契約変更に伴う追記)</li> <li>● 当該追加経費は、延期に伴い新たに必要となる対策の具体的検討・調整業務等を実施する共同企業体の運営に要するものであり、必要最低限の内容に精査されていることを確認した。</li> </ul>	

	納得性	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 総合評価方式の一般競争入札により事業者を決定するため、業務品質を確保しつつ、市場性を踏まえた価格水準での業務委託が見込まれる。</li> <li>● 国土交通省建築保全業務積算要領等に基づき積算していることを確認した。 (2020年11月10日 契約変更に伴う追記)</li> <li>● 追加経費については、市場単価等と比較しても妥当な価格であることを確認した。また、受託者と協議・調整の上、一定の経費削減が図られていることを確認した。</li> </ul>	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本件にかかる費用は、選手村運営に必要な大会経費であり、公費負担の対象として適切であることを確認した。</li> <li>● 現時点では大会経費の都の枠内であることを確認できないため組織委員会負担とする。 (令和2年3月5日確認)</li> <li>● 大会経費の都の枠内であることを確認した。引き続き、全体経費の縮減に努めること。 (2020年11月10日 契約変更に伴う追記)</li> <li>● 延期に伴う追加経費については、既存経費も含めて可能な限りの効率化、精査を図ること。また、延期に伴う追加経費については、現時点においては、その取扱が未定であるため、当面組織委員会の負担とする。</li> </ul>	

\* 公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。